

# 市消防団 出初式

## 1月12日(日)

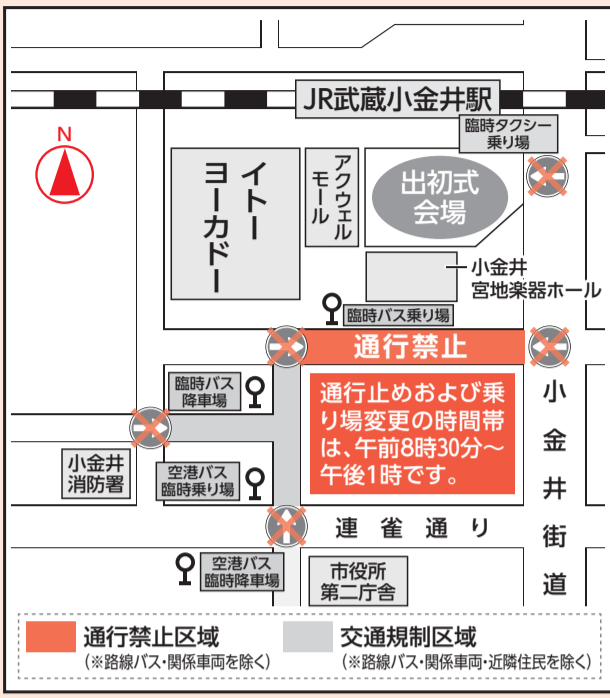
生業を持つかわら、昼夜を問わず発生する各種災害に対処し、市民の皆さんの生命と財産を守っている市消防団(団員数70人)の雄姿を披露する、新春恒例の出初式を開催します。

消防団員による部隊操練・一斉放水演技や小金井消防少年団による演奏なども行われます。

時1月12日(日) 午前10時から

所武蔵小金井駅南口交通広場

他▽荒天の場合は、会場を第一小学校体育館に変更し、午前11時から式典のみ実施▽当日午前8時に、市内4か所の消防団詰所でサイレンを吹鳴します。火災と間違えないようご注意ください



### 交通規制およびバス・タクシ乗り場の変更

武蔵小金井駅南口交通広場および小金井 宮地楽器ホール南側周辺で交通規制を行います。また、交通規制に伴い、JR武蔵小金井駅南口発着の路線バス、COバス、タクシー乗り場等が変更となります。(左図) なお、荒天で会場が変更となった場合は交通規制およびバス・タクシー乗り場の変更はありません。

皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

時1月12日(日) 午前8時30分～午後1時

【市消防団員募集】 4月の消防団員改選に向け、市消防団員を募集しています。

市内在住・在勤・在学の18歳以上の方

◇共通◇ 地域安全課防災消防係 ☎042-387-9807

# 任期付職員募集

- 年齢等要件 年齢・国籍は問いません
- 採用予定日 4月1日(水)
- 他▷資格要件等詳細は、市ホームページをご覧ください▷要項は市ホームページからもダウンロードできます
- 要項配布日 1月8日(水)までに職員課へ。郵送の場合は7日必着
- 問職員課人事研修係(〒184-

8504住所不要・市役所本庁舎1階 ☎042-387-9808



業務名	報酬等	募集人数
保育士	月額180,665円 (経験・職歴により別途加算あり)	若干名
任期付 保育士(育児休業代替)	月額202,515円	4人
栄養士(育児休業代替)	月額202,515円	1人
給食調理(育児休業代替)	月額158,240円	1人

# 令和2年度 会計年度任用職員(時給制)の 登録者募集

登録された方の中から、必要に応じ、仕事を案内します。なお、これまでに臨時職員の登録をされている方は、改めての登録は不要です。

- 職種等 下表のとおり
- 登録方法 所定の用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、職員課(教育委

員会所管の業務は庶務課)で登録してください

他詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください

問職員課人事研修係(市役所本庁舎1階 ☎042-387-9808)、庶務課庶務係(市役所第二庁舎7階 ☎042-387-9872)

主な職種	主な勤務時間	報酬額(時給)
一般事務	午前8時30分～午後5時	1,020円
保健師	午前8時30分～午後5時	1,780円
保育士	午前8時30分～午後5時	1,240円
保育士補助	午前7時～11時または午後3時30分～7時	1,200円
社会福祉士	午前8時30分～午後5時	1,710円
栄養士	午前8時15分～午後4時45分	1,260円
給食調理	午前8時30分～午後5時	1,110円

# 固定資産税の 減額制度

### 【耐震改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った既存住宅の翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修後2年度分)の固定資産税(家屋分)を申告により、2分の1(長期優良住宅は3分の2)減額します。

### 【申告期限原則改修工事後3か月以内】

### 【バリアフリー改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った既存住宅の翌年度分の固定資産税(家屋分)を申告により、3分の1減額します。

### 【申告期限原則改修工事後3か月以内】

### 【省エネ改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす省エネ改修工事(熱損失防止改修工事)をした住宅の翌年度分の固定資産税(家屋分)を申告により、3分の1(長期優良住宅は3分の2)減額します。

### 【申告期限原則改修工事後3か月以内】

で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分)の固定資産税(家屋分)を減額します。

### 【申告期限新築した年の翌年の1月31日まで】

他長期優良住宅の認定については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(☎042-464-2154)にお問い合わせください

### 【申告書配布場所資産税課(市役所第二庁舎3階)、市ホームページ】

### 【注意事項新築軽減など他の減額措置と同時に適用はできません(バリアフリー改修工事と省エネ改修工事は、同時に適用できません)】

他要件等詳しくはお問い合わせください

### 【その他の住宅改修を支援する制度】

▽木造住宅耐震改修助成金  
▽まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9806)

▽重度の下肢・体幹機能障がい等がある方への住宅設備改善支援  
▽自立生活支援課相談支援係(☎042-387-9841)

▽自立支援のための住宅改修  
▽介護福祉課高齢福祉係(☎042-387-9843)  
▽介護保険制度の住宅改修  
▽介護福祉課介護保険係(☎042-387-9822)